

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
3月22日
(金曜日)

目次

- 規則
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課)……………一
- 山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………四
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課)……………四
- 救急病院の認定(医療政策課)……………四
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………四
- 公告
ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課)……………五
- 県営豊北地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………六
- 公園施設に係る指定管理者の指定(都市計画課)……………六
- 議会規程
山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程……………六

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



令和六年三月二十二日

山口県規則第九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第二号中「、同法第六十六条第一項」を「又は同法第六十六条第一項」に改め、「又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定により補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第十号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十一号

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山口県営住宅条例施行規則（平成十六年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「、婦人相談所」を「、女性相談支援センター」に、「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県告示第九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年三月二十二日から同年四月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部くらし環境課において公衆の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ブリヂストン
 - 住 所 東京都中央区京橋三丁目一番一号
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社ブリヂストン防府工場
 - 所在地 防府市浜方一〇〇番地
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号のし尿処理施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。	七二		種 類
	変更後	変更前	項 目
	一〇	九六	(^能 m ³ /日)力
	(既 設)		年 予 工 事 着 手 月 日 定
			年 予 工 事 完 成 月 日 定
			年 予 使 用 開 始 月 日 定
	〃	連 続	間 使 用 時 隔
	〃	二 四 時 間	時 一 日 当 た の 使 用 間 隔
	〃	し 変 動 な	概 変 動 的 要 の

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更前	変更後		
七二	七	七	水素イオン濃度 (水素指数)	
	五・八	八・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	一〇	一〇	浮遊物質量 (mg/l)	
	二〇	二〇	大腸菌群数 (個/cm ³)	
	二〇	二〇	窒素 (mg/l)	
	六〇	六〇	リン (mg/l)	
	二	二	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	八	八		
	九七・五	九七・五		
	九六	九六		
	一一〇	一一〇		

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	
										変更前
し尿処理施設	鉄筋コンクリート製	九六	活性汚泥	連続	二四時間	概 変 動 な し	(既 設)			

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	処理前	処理後		
し尿処理施設	変更前	変更後	水素イオン濃度 (水素指数)	
	七	七	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	五・八	八・六	浮遊物質量 (mg/l)	
	一五〇	一五〇	大腸菌群数 (個/cm ³)	
	一六〇	一六〇	窒素 (mg/l)	
	二五〇	二五〇	リン (mg/l)	
	二六〇	二六〇	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	1,000,000	1,000,000		
	七〇	七〇		
	八〇	八〇		
	五	五		
	一〇	一〇		
	九七・五	九七・五		
	九六	九六		
	一一〇	一一〇		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	項 目	通 常 最 大	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	大 腸 菌 群 数 (個/cm ³)	窒 素 (mg/l)	リン (mg/l)	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)

No. 2 排水口		No. 1 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	七
〃	八、六	〃	五・八 八・六
〃	三	〃	一〇
〃	五	〃	二〇
〃	六	〃	一〇
〃	一五	〃	二〇
〃	〃	〃	検出せず
〃	検出せず	〃	二〇
〃	検出せず	〃	六〇
〃	検出せず	〃	二
〃	検出せず	〃	八
〃	八〇〇	九七・五	九六
〃	八五〇	一一〇	九六

山口県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 機 関 地 廃止年月日

かのん薬局 山陽小野田市新生二丁目一八六二 令和六、二、一
番二二号

指定訪問看護事業者等
主たる事務所の所在地

訪問看護ステーション等
所在地

廃止年月日

株式会社SUZUJUKU 宇部市黒石北四 訪問看護ステーションきみかげ 宇部市黒石北四 令和四、四、三〇
丁目四番三五号

株式会社エルク ラフト 山口市青葉台一 萩・田万川みたらし訪問看護ステーション 萩市大字下田万 七、三一
三の二九

山口県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療法人社団山本内科胃腸科 萩市大字椿東四二六二 令和六、二、一四

名 医 療 所 機 関 地 休止年月日

山口県告示第九十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

下関市立市民病院 下関市向洋町一丁目三番一号 令和九、三、三一

山口県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 光日積線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
光市大字塩田字田中一二五七の一地 先から 同市同大字字神田原一〇一五の一 地先まで	最狭 三七・一 三二・二	最狭 一五・三 一五・三		一、五七四・二	
	最狭 三二・二			一、五四四・六	



(四八) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」とい
う。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

令和六年六月三日(月曜日) 午後一時三〇分から三時三〇分まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

令和六年七月十日(水曜日) 又は同月十一日(木曜日)のいずれかで、知事が
指定する日

2 場所

山口市秋穂二島一〇六二

やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

令和六年四月八日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(郵送の場合は、四

月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。
四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所 (以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所がある もの	住所地为所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番 一号(郵便番号七五三三八五〇一))

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内
に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第
十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、学科試験に合格し
たことを証する書類

六 受験手数料

一万七百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この
収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生
活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活
部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受
験願書等請求」と朱書きし、百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三
十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課
(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。

(四九) 県営豊北地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営豊北地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営豊北地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年三月二十五日から同年四月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五〇) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
山口きらら博記念公園	多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、テニスコート、水泳プール及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 きらら未来創発パートナーズ

代表者 美津濃株式会社

主たる事務所の所在地 大阪市住之江区南港北一丁目二番三五号
指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。

(八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間



山口県議会会程第一号

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十二日

山口県議会議長 柳居 俊 学

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、山口県議会議員（以下「議員」という。）が山口県に対し請負（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正化及び事務の執行の適正化を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年

度（議員である期間に限る。第一号二において同じ。）における山口県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 請負の目的である役務、物件その他のもの

ロ 契約を締結した日

ハ 契約金額

ニ 当該前会計年度において支払を受けた総額

二 前号二に掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告（同条第二項の規定による訂正があった場合には、その訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

（報告及び訂正の届出の保存及び閲覧等）

第四条 第二条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による届出（以下「訂正の届出」という。）は、議長において、当該報告をすべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（その他）

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和六年三月二十二日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

令和六年三月二十二日印刷
令和六年三月二十二日発行

発行人所

山口県知事